

北九州地区労連ニュース

2017年10月号 No. 132

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
メール k_oren@ybb.ne.jp 093-921-0747
ホームページ http://www.geocities.jp/k_oren/



安倍政治を許さない！圧倒的国民の声となっています

2017年秋季年末闘争から2018年春闘を意気高くたたかおう！ 要求を前面に、みんなであたかいかい、みんなであ実現！

北九州地区労連は、第29回定期大会で満場一致で確認された秋季年末闘争方針に基づき、10月22日投票で激しくたたかわれた総選挙で、安倍自公暴走政治・憲法改悪反対、立憲主義を取り戻そうと、野党共闘、市民共闘の候補の前進をめざし奮闘してきました。10月27日に、「2017年秋季年末闘争要求の実現をめざす地域総行動、安倍改憲NO！北九州市民大集会、2018年春闘での要求の前進をめざし、一つ一つの行動を成功させていきます。

秋季年末闘争要求前進をめざす 賃引き上げ、公契約運動、消費税10・27地域総行動の成功を！ 増税反対などの運動を通じて労働者の賃金底上げと、内需拡大への

北九州地区労連は、公契約条例の経済政策の転換を求めます。

7日(金)早朝宣伝、北九州市や教育委員会など行政に対する要請と懇談、経営者団体である北九州市商工会議所にも要請と懇談を取組みます。

アベノミクスで大企業は大もろうけを続け内部留保金は過去最高を更新し、400兆円を超えています。しかし、労働現場では、過労死が横行し、未払い賃金も後を絶ちません。非正規労働者は年々増え続け、格差は広がり、雇止めといふことで大量解雇が行われています。労働者の長年の要求である公契約条例制定の要求について、前向きな回答が出されていません。労働者の暮らしの改善に向け、経営者、発注者としての社会的責任を追及すること

もに、「働くルール」の確立、最



平和をあきらめない北九州ネット10・19宣伝行動

(戦争法)、2017年共謀罪法と、立て続けに悪法を強行採決してきました。その総仕上げとして、9条をはじめとする憲法改悪に着手しています。

多くの市民運動などが結集する「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」は、9条改憲に反対する全国3000万署名を成功させようと呼びかけています。

この呼びかけにこたえ、北九州市と福岡市の2カ所ですべて3000人集会開催することになりました。

北九州市では、平和をあきらめないネットが中心となり安倍改憲に反対する各界、各層に呼びかけて成功をめざしていくことが確認されています。

2018年春闘準備を急ごう

2017年の最低賃金の引き上げは平均25円、福岡県では24円の引き上げが10月1日から実施され789円となりました。が、地域間格差は広がり、中小企業労働者や非正規労働者の生活改善には程遠いものです。

北九州地区労連は、2018年春闘で、加盟組合の持っている要求の実現をめざし、2018年北九州春闘共闘連絡会を再開し取り組みを始めます。

雨あがり

安倍首相が9月28日招集の臨時国会で衆議院を解散しました。いわゆる冒頭解散。

野党や新聞、テレビは「全く大義のない解散」と非常に手厳しく批判し、共産党の小池晃書記局長は、衆議院解散について「安倍首相は仕事人内閣とか仕事師内閣とか言っていたが、本当に『仕事しない閣』になっているんじゃないか」と言っていたのを思い出しました。

安倍首相の解散総選挙の本当の動機は何だったのでしょうか？ スキャンダル等で野党の足並みが揃っていない今を狙って、土俵際まで追い詰められた森友・加計疑惑等からの「逃亡」と、日本を戦争できる国へと導く「戦争法」を押し進める為の解散ではと想ったのは私だけでしょうか？

今回の選挙戦は、2016年施行の改正公職選挙法で選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げてから初の衆院選で、しかも国の行方を大きく左右します。

若い人達も真剣に政治に興味を持って、自らの意思で一人でも多く一票を入れて欲しいと思います。

おむすび食べたい」餓死事件から10年 生活保護支援九州沖縄ネットワーク記念集会

9月30日13時30分から小倉北区ムーブ大セミナー室で、おにぎりが食べたいと言って餓死した衝撃的事件から10年、その後の生活保護行政がどのようになっただのかを検証する集会として大きな成功を収めました。

集会では、「北九州餓死事件から10年 高木健康弁護士」「生活保護支援九州・沖縄ネットワークの歩みについて高木佳代子



福岡県労連事務局で頑張っています 前北九州地区労連事務局長 道下哲也

私は北九州地区労連第29回定期大会において、事務局局長を退任しました。この取り組みを通じて多くの事例に接し、自分自身も鍛えられてきたことをいま実感しています。

私は2009年4月に安川マニユファクチャリングから雇止めにあい、その時JMIUTUに加盟しました。2012年9月の第24回定期大会で事務局長に選出され、以来5年間仕事をさせていただきました。例えば地区労連の専従事務局長を5年間も務めることができたのは、堀田さん、久保さん、雪竹さんをはじめ、加盟組合の皆さんのご指導、激励があったからこそと感謝しています。

事務局長の仕事もやることな

平和をあきらめない 北九州ネット宣伝行動に800人

10月19日(木)18時、2年前に安保法案が強行採決されて2年、その日から毎月19日に宣伝行動や集会などを「平和をあきらめない北九州ネット」を中心に戦争法廃止、立憲主義を守れと取組んで来しました。

北九州地区労連、ユニオン北九州、A1女性会議、新日本婦人の会、弁護士、政党、うたごえの仲間などから80人が参加し、リレートークあり、チラシ配布あり、楽しい行動として成功しました。

毎月第一土曜日に取り組んでいる共同センターの宣伝行動にも毎回20人前後が参加しています。

なくせじん肺アスベスト 全国キャラバン北九州集会 戸畑で開催

(水)18時30分より戸畑生涯学習センターにて、「なくせじん肺・アスベスト全国キャラバン北九州集会」を開催し、全体で47人が参加し、北九州地区労連からは、永富議長や福建労、健和会労組、市職労、JMIUTU、全教、地域ユニオンなども参加しました。

ことに困難さがある中でも、大概を持って救済活動を通じて労働行政を動かしていくことが重要。「石綿被害者補償基金制度の創設による救済と、解体・改修工事、災害によるアスベスト飛散を防止するための対策要求を進めることで解決となると結びました。

九州建設アスベスト訴訟遺族原告の柴田清子さんは、「私たちはお金のためにやっているのではない。残された職人の命と健康を守るためにやっています。」と述べ、参加の皆さんは激励の拍手で応えていました。



全教北九州の横断幕も活躍しています。

28回目となる全国キャラバン行動の一環として開催された北九州集会では、主催者を代表して田村代表幹事の開会あいさつから始まり、大阪アスベスト対策センター幹事の伊藤泰司氏より、「住民運動と建築労働者が結びつきたたかいこそ、これからのアスベスト対策を考える」と題した記念講演が行われました。伊藤氏は、「運動と裁判と政治を変える。この三つの結びつきこそが社会を変える力」と語り、アスベスト問題解決へ向けた日々の実践から運動の広がりをつくりだす展望を持ってがんばろうと呼びかけました。

地元からの報告は、新日鉄住金アスベスト問題を考える会八幡の野澤代表と九州建設アスベスト訴訟弁護団・第一法律事務所池上弁護士が発言し、「責任を認めない企業の態度を変える



九州建設アスベスト訴訟遺族原告の柴田清子さんの力強い訴え

12人の代議員が発言しました

(紙面の関係で前回未掲載の5人の代議員の発言を掲載します。)



全教北九州
中村賢太郎代議員



北九州市職労
林美佐江代議員

県費負担から市費負担に代わり労働条件が切り下げられた。病気休暇や諸手当も切り下げられ不利益を被っている。土日出勤や持ち帰り残業は当たり前。職場の意見をもとに対応していく。支援をお願いする。



健和会労組
安達 靖史代議員

病院は、24時間365日、患者さんのために夜勤は必要である。ただ、過度な夜勤労働は身体的な疲労、患者への事故などもあり危険。いま、2交替勤務が増え、16時間勤務が増えている。人事院が示しているが、昨年の看護協会で月72時間以上の夜勤実態。過労死なども相次いでいる。勤務環境は厳しいような状況となっている。

このような状況で、採用しても離職している。2025年に200万人の看護師が必要としているが、180万人と届かない状況。

国の補助金カットで、公立保育所の数は年々減っている。「保育所の保育指針をふまえて保育しなければならぬ」となっている、この指針が問題。あわせて「学習指導要領」も改定されている。できるできない子供を振り分け、できない子供を教育した先生は、できない教員というレッテルを押されている。日の丸君が代の押し付けも問題だ。



国公北九州
仙道 久嗣代議員

人事院勧告は、8月に出され、月額400円、若年層は、1000円の引き上げとなった。一方で給与制度総合的の見直し、3年前に行われ、高齢者層は、月額10000円引き下げられようとしている。高齢者層の改善を求めて、たたかっていく。公務の私物化について。2001年の省庁再編時に、私物化となることは、必然だった。当時「官僚が利権を守る」といわれていたが、本来は、各省庁の立場で、国民生活とはどうかを進めた行政を行っていた。2014年に内閣人事局が発足し、いま各省庁の官僚は、クビも含め、内閣人事局に握られている。内閣人事局を動かしているのは、政治家であり、政治家の意に沿わない公務員はいらなるとされる。

いま、世の中を変えるのであれば、私たちの考えに沿った政治家に、する必要がある。



北九州市職労
三崎 英二傍聴人

核兵器禁止条約の日本批准に向けてのとりくみをすすめていくべき。

ヒロシマ・ナガサキアピール署名について。2000年のNPT再検討会議で核兵器廃絶への約束をしたが、なかなかすすまなかったが、地域で、反核宣伝行動をすすめて、今年核兵器禁止条約ができた。

第29回定期大会特集 その2

衆議院選挙、「市民と野党の共闘」前進をめざし奮闘しました 安倍改憲NO！ 11・3北九州市民集会の大成功を！

森友、加計問題に追いつめられた安倍首相は、臨時国会冒頭に所信表明もせず解散し、マスコミは、「疑惑隠し解散」「私利私欲解散」「党利党略解散」などと揶揄しました。

今回の衆議院選挙は、森友問題や加計学園問題などの疑惑隠しを許さない、安倍首相のたくらむ憲法9条改悪を許さない、労働法の改悪を許さないたたかいとして、自民党の補完勢力として「希望の党の立ち上げ」「民進党の解体と希望の党への合流、立憲民主党の立ち上げ」など、全国的に激しいたたかいとなりました。

労働者性(労働法制改悪、安保护法、共謀罪、秘密保護法の強行、戦争する国づくり)に反対の立場を明確にし、市民と野党の共闘を追究するとともに棄権は危険と投票権を行使するよう呼びかけるなど全力を挙げて奮闘しました。

衆議院選挙の結果は、安倍自公勢力で3分の2を獲得するなど、厳しい結果となりました。

安倍自公政権は、森友、加計疑惑はみそぎが済んだとして、一気に憲法改悪、労働法制改悪、消費税などの悪法をこすり押ししていきます。

北九州地区労連は、全労連、福岡県労連の衆議院選挙闘争方針のもとに、組合員の思想信条の自由を保障しながら、安倍内閣の反

北九州地区労連は、体勢を立て直し、安倍改憲NO！3000万署名の集約、11・3北九州市民大集会の成功をめざして奮闘しました。

メッセージ一覧

- 公益財団法人健和会
- エフコープ生協労働組合
- 北九州母親大会連絡会
- 関門港湾労働組合協議会
- 日本国民救援会北九州総支部
- 北九州市社会保険推進協議会
- 北九州市交通局労働組合
- 北九州高速鉄道労働組合
- 新日本婦人の会小倉北支部
- 福岡地区労働組合総連合
- 福岡県医療労働組合連合会
- 全日本検数九州支部労働組合
- 福岡県北九州労働者支援事務所
- 9条の会・北九州憲法ネット
- 以上14団体から

労働法コラム 第45回

就業規則の不利益変更について



黒崎合同法律事務所

平山博久 弁護士

(1) はじめに

皆さん、就業規則という言葉をお聞きになったことはありませんか？

労働相談を受けていれば、必ずと言っていいほど出てくる言葉です。

労働基準法で、常時10人以上の労働者を使用する使用者に対して作成すること等を義務付けられている就業規則(各種規則類の総称)は、個別の労働条件を補充する機能を有しているとされています。

そこで、使用者が、労働者の個別同意を得ることなく、就業規則を変更したとして、労働者の労働条件を一方的に不利益

に変更してくる場合があります。

そのようなことが許されるのでしょうか？

これを検討する上では、3つの視点が重要です。

① 法律上の手続きがきちんとなされているか、② 変更等に合理性があるか、③ 法令や労働協約に反していないか、という3点です。

(2) ① 法律上の手続

労働者の過半数代表の意見聴取と労働基準監督署への届出がなされているか、という手続や労働者への周知等が必要です。相談を受けていて、労基署への届け出がなされていないというケースは少ないように感じますが、その手続はしているものの、意見聴取がなされていないケースや、労働者への周知がなされていないケースはあり、このような場合は不利益変更が無効となって従来の労働条件のままとなります。ですから、届出がなされればそれで有効になるわけではないことに注意が必要です。

(3) ② 変更等の合理性

労働契約法10条で、不利益な変更は原則として無効とした上で、例外的に有効となる要件である変更等の合理性が規定されています。

そして、その合理性は、「労働者が受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況、その他就業規則の変更に係る事情」を考慮して判断するものとされています(労働契約法10条)。なお、同法が施行される前は、判例法理で、「高度の必要性」を要件とするとされていたものが明文化されたものですから、その要件該当性は厳格に判断されるべきです。

(4) ③ 法令等違反

労働契約法13条では、就業規則が法令又は労働協約に反する場合に、その反する部分について変更の有効性を否定しており、労働基準法92条は、就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならないとされています。

(5) まとめ

以上の通り、就業規則の不利益変更は原則無効であって、各種手続がなされ、高度の必要性があり、法令等にも反しない場合に限って、例外的に有効とされています。



給食職場で働く嘱託職員全員の継続雇用を！ 学嘱労第15回定期大会でたたかう方針を確立！

学嘱労は9月30日、9時30分から八幡東区レインポウプラザ階会議室で第15回定期大会を開催しました。この大会は、「北九州市教育委員会が行革大綱に基づき2018年度で学校給食の民間委託を完了させるといふ方針を変えておらず、学嘱労組合員を含む非正規職員のほとんどが2017年度末で委嘱年限が切れる」という学嘱労組合員の雇用を守るたたかいにすべての組合員を結集し、要求の前進を勝ち取る意思統一を行う極めて重要な大会として成功させることが出来ました。

来賓には福岡自治労連議田執行委員長、北九市職労重野執行委員長、同じく調理員部会から懸谷さん、地区労連から永富議長、日本共産党高橋市議会議員が駆けつけ教育委員会の非正規職員の大量雇止めについて厳しく批判し、雇用の継続をたたかっている学嘱労組合員を激励しました。

出口委員長のあいさつの後、雇用を守るためのたたかう方針を提案した高崎書記長は、「このまま黙っていても学嘱労の組合員を含む非正規職員のほとんどが来年3月末で委嘱年限が切れる。委託校ではいろんな問題が多発していることは教育委員会も認めおり、今こそ英断をもって民間委託を一時中断し、検証することが安全安心の給食を確保するためにも必要なことだ。子どもたちの安全・安心の学校給食は熟練した、パート、臨時職員がいて成り立っている。この秋は私たちにあって、本当に正

念場だ。自分たちの職と学校給食を守るために、団結して頑張ろう。」と提案し、満場一致で確認されました。

スト権投票も取り組み、25日からは教育委員会廊下に座り込みも決行します。引き続き署名の集約、街頭宣伝、要請行動などの行動も取り組みます。

地区労連に結集する労働組合・団体のみなさんご支援・ご協力をお願いします。(高崎)



雇止めを許さないたたかいへの決起を訴える永富地区労連議長